

# 令和7年度 足立区防災会議 次第

日 時：令和8年1月21日

14時～

場 所：足立区生涯学習センター

4階 講堂

## 1 会長挨拶

## 2 議 事

(1) 「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について

(2) 「地区防災計画」の承認について

【令和6年度 新規策定11地区、修正7地区】

## 3 報 告

(1) 「足立区災害対策条例（令和7年改正）」について

## 4 基調講演

「災害時の避難所避難と在宅避難」について

東京都立大学 名誉教授 中林 一樹 足立区防災会議専門委員

### 【資料】

① 資料1：足立区防災会議委員一覧

省略

② 資料2：足立区防災会議条例

③ 資料3：「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について

④ 資料4-1：地区防災計画（案）（例：千住宮元町会）

⑤ 資料4-2：地区防災計画概要版（案）（例：千住宮元町会）

⑥ 資料4-3：令和6年度地区防災計画策定状況マップ

⑦ 資料4-4：令和7年度地区防災計画策定状況マップ

⑧ 資料5：「足立区災害対策条例（令和7年改正）」について

⑨ 資料6：基調講演「災害時の避難所避難と在宅避難」

省略

## 令和7年度 足立区防災会議 《会議要旨》

### 1. 日時

令和8年1月21日（水）14時00分～15時15分

### 2. 場所

足立区生涯学習センター4階 講堂

### 3. 出席者

足立区防災会議委員67名中、59名出席（うち18名代理出席）

### 4. 会議内容

- (1) 会長挨拶（足立区長）
- (2) 議事：
  - ①「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について
  - ②「地区防災計画」の承認について
- (3) 報告：「足立区災害対策条例（令和7年改正）」について
- (4) 基調講演：「災害時の避難所避難と在宅避難」について  
講師：東京都立大学 名誉教授 中林 一樹足立区防災会議専門委員

### 5. 議事の結果について（進行：足立区長）

以下の議事について、足立区防災会議委員の全会一致で承諾をいただき、**可決**となりました。

#### 【議事内容等】

<b>【議事】</b> (1)「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について	<b>【危機管理部長】</b> 以下の内容を説明。 (1) 令和5年度から7年度にかけて実施した足立区地域防災計画（震災編・資料編）の改訂内容について
<b>【議事】</b> (2)「地区防災計画」の承認について	<b>【危機管理部長】</b> 以下の内容を説明。 (1) 令和6年度に新規策定及び修正した地区防災計画の承認について

以上

足立区  
ADACHI CITY



足立区  
ADACHI CITY



令 和 7 年 度

足立区防災會議



足立区  
ADACHI CITY



足立区  
ADACHI CITY

# 「足立区地域防災計画 (震災編・資料編)」の改訂について

令和8年1月21日  ADACHI CITY  
**足立区危機管理部**

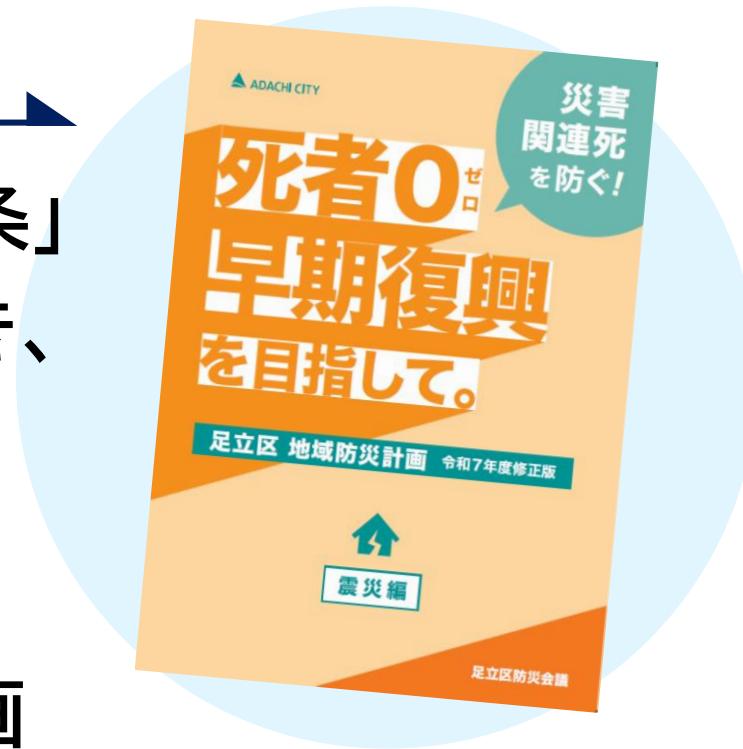
# 目次 agenda

- 01 足立区地域防災計画について
- 02 新たな減災目標の設定
- 03 5つの改訂ポイント

## ■ 地域防災計画とは

「災害対策基本法第42条」  
の規定に基づき、

防災関係機関による  
**「足立区防災会議」**  
が策定する計画



## ■ 本計画の目的

発災後の応急対策に  
とどまらず、減災の視点で、  
区と防災関係機関、区民、  
事業者等の役割を明らかにし、  
**区民の生命、身体及び財産**  
を災害から守る

R5～R7  
にかけて  
改訂を実施

「R4都公表の被害想定更新」「被災地の現地調査結果」「都地域防災計画の  
変更点」を反映するとともに、区施策の情報更新

**改訂にあたり、各被災地(石巻、熊本、能登)の現地調査を実施**

各被災地の死者数			
	石巻市 (R6.2.29現在)※1	熊本市 (R5.7.31現在)※1	七尾市 (R7.12.26現在)※2
死者数	3,553	89	76
うち災害関連死による死者数	276	83	71
割合	7.8%	93%	93%

※1 数は視察当時に把握したもの

※2 石川県公表(R7.12.26)

**死因の多くは  
災害関連死が占めている**

避難生活及び地震のショック、余震への恐怖による**肉体的・精神的負担**が原因。特に**呼吸器系疾患(肺炎・気管支炎)**の割合が高い

内閣府「災害関連死事例集」(令和5年5月増補)

本改訂において、減災目標に『**災害関連死の防止**』を追加

従来

**「死者ゼロ」**新たな  
減災目標

**“災害関連死を含めた” 死者ゼロ**

→ 災害関連死防止のためには**避難所の生活環境の向上**等が課題となる

## 5つの改訂ポイント

## 1 災害関連死対策(TKBの確保)

## T トイレ の確保

- ① 災害時トイレ確保・管理計画の策定
- ② 区において、各種トイレの確保
  - 3日分の携帯トイレ備蓄
  - 自己処理型トイレ

## K 水・食糧 提供体制の強化

- ① 3日分の水・食糧を区で確保
- ② 液体ミルクの確保
- ③ キッキンカー等を用いた温かい食事の提供

## B ベッド の確保

- ① 高さと幅の規格を満たした簡易ベッドの導入
- ② プライバシー保護のためのテント・パーテーションを導入

## 2 在宅避難の促進

- ①『あだち備蓄の日』設定により、各家庭へ3日分以上の備蓄の促進
- ② マンションに対する備蓄品購入費を助成

## 3 ペット防災

- ① ペットの同行避難に関するガイドラインを策定

## 4 防災DXの推進

- ① 避難所へのタブレット等機材の配備
- ② 電力・通信の確保拠点設置

## 5 災害拠点施設の新設

- ① 備蓄及び物資荷捌きの拠点施設を新設

## その他修正事項

- 備蓄管理体制強化
- 帰宅困難者対策推進
- 災害対応人材の確保
- 被災者の支援推進
- 複合災害対策への検討
- 受援体制の再整備
- 火山編の追加 等

# 1 災害関連死対策（TKBの確保）



## 「トイレ」をどう確保するか



- トイレ控えによる体調不良者の発生
- トイレが不衛生だと、避難所の衛生環境が悪化し、感染症の蔓延につながる

課題解決に向けて

### 改訂内容

- ① 「災害時トイレ確保・管理計画」に基づき各種トイレを確保
- ② 区の災害用備蓄として**11万4千人の3日分の携帯トイレ（約170万回分）**※  
を確保するほか、**自己処理型トイレ**など各種災害用トイレを確保

※ R7.7月の災害対策基本法一部改正により、携帯トイレ備蓄数を算出

## 区の取り組み 災害時トイレ確保・管理計画の策定

災害時トイレ確保・管理計画とは **=** 発災時のトイレ確保や維持管理等について定めるもの



東京都

- 令和7年3月に「**東京トイレ防災マスターplan**」を策定
- 全区市町村での計画策定完了を**令和12年まで**に目標設定

足立区

- 速やかな計画策定のために、「**災害時トイレ計画担当係長**」を配置
- 令和8年度上半期まで**に計画策定を完了させる

### 災害時トイレ確保・管理計画策定の目的

**全ての被災者**へ



**安全で安心なトイレ環境を提供**すること



# 区の取り組み 災害時トイレ確保・管理計画の策定

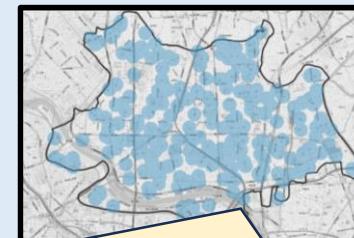
## 災害時トイレ確保・管理計画

策定の取り組み R7～策定委託

課題  
1

### 災害時のトイレ空白エリアの解消

区内複数箇所に  
「トイレ空白エリア」  
が存在



災害時使用可のトイレがある施設を区地図へプロットし検証

課題  
2

### 災害時のトイレ管理体制の未整備

避難所トイレ等の清掃や運用を含めた  
「管理運営マニュアル」が不在

計画策定にあたり**主要課題**を特定

→ 各課題に対する**基本方針・対策**を設定

方針

- ① 空白エリアへの災害用トイレの確保検討
- ② 全公共施設での建設・改修時に災害用トイレの確保を検討

対策

災害用トイレを災害時トイレ空白エリアに配備し、  
令和12年度末までに空白エリアの解消を図る

方針

- ① 各避難所でのトイレ運用・管理**責任者**の明確化
- ② トイレの**管理運営手順**の確立

対策

開設・管理の運用マニュアルを策定し、実行性のあるト  
イレ管理・運営体制を**令和8年度上半期**までに構築

# 1 災害関連死対策（TKBの確保）



## 「水・食糧」をどう確保するか



- 被災地では道路の寸断等の問題により発災直後の水や食糧が不足していた
- 高齢者等の嚥下障がい防止のために、温かい食事の提供が必要

課題解決に向けて

### 改訂内容

- ① 区の災害用備蓄として水・食糧を**区単独**で避難所避難者数の**3日分**確保
- ② **液体ミルク**の確保
- ③ キッチンカー等を用いた**温かい食事**の提供

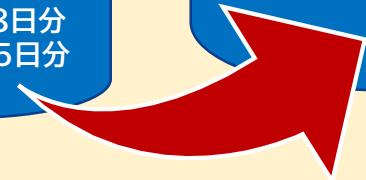
## 区の取り組み

## 水・食糧等の確保

## 3日分の備蓄確保



令和9年度までに「区単独」で  
水・食糧の備蓄を避難所避難者数の  
**「3日分」** 確保する



## 液体ミルク の確保

粉ミルクに比べて使用に手間がかかるない

**「液体ミルク」** を区の備蓄として確保

お湯を沸かして、溶かす必要がない

## キッチンカー の利用



キッチンカー団体との協定で

**「温かい食事」** を提供

訓練を行い、実効性を向上

# 1 災害関連死対策（TKBの確保）

B<sub>ed</sub>

## 「ベッド（睡眠環境）」をどう確保するか

- 硬い床に寝ることによる不眠症や身体的ストレス等の発生
- 床から高さがないと、舞い上がる粉塵の吸入などによる呼吸器系の疾患につながる

課題解決に向けて

### 改訂内容

- ① 要支援者用の簡易ベッドの新規導入を推進
- ② プライバシー保護のためのテント、パーテーションの新規導入を推進

## 区の取り組み

## 簡易ベッド等の確保

## 簡易ベッドの確保



POINT ①

リクライニング  
機能付き

POINT ②

幅  
80 cm  
寝返りが可能

POINT ③

高さ  
40 cm  
立ち上がりが楽  
粉塵吸入防止

要支援者用として 7,000台 を確保（令和7年度購入予定）

テント、パーテーション の確保  
(令和8年度以降購入検討)

▲テントのイメージ

▲パーテーション  
のイメージ

## 2 在宅避難の促進

在  
宅避難

### 「在宅避難」促進のための2つの意識付けが必要

- 1つ目は、家庭内備蓄は『最低3日分、できれば1週間分』必要であること
- 2つ目は、特に『食糧・水・携帯トイレ』の備蓄が重要であること

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 毎月19日を『あだち備蓄の日』とし、各家庭へ3日分以上の備蓄を啓発
- ② マンションに対する備蓄品購入費を助成

## 区の取り組み

## 在宅避難に必要な家庭内備蓄の啓発

## あだち備蓄の日

＼毎月19日は備蓄を見直そう！／

● 1人最低3日分の備蓄をしよう！



<b>水</b>	<b>食糧</b>	<b>携帯トイレ</b>
CHECK! <input checked="" type="checkbox"/> 1日およそ3L×3日分	CHECK! <input checked="" type="checkbox"/> 1日3食×3日分	CHECK! <input checked="" type="checkbox"/> 1日5回分×3日分

※ イラストは1日分のイメージです。

マンション  
備蓄購入費助成

## 対象品目

- 『保存水(賞味期限5年)』
- 『携帯トイレ』

対象となる  
マンション  
の条件

- 住戸数50戸以上または階数6階以上
- 防災備蓄倉庫または同等の保管スペースが確保されていること
- 建築基準法の「新耐震基準」を満たしていること

7日分



↓                    ↓

自助努力すべき範囲      区が備蓄品の購入を支援

※ 助成金額上限などの条件あり

### 3 ペット防災



#### 避難所での「ペット受け入れに関するルール化」が必要

- 能登半島地震の被災地でも、避難所によってルールが違うなど対応にばらつきが生じた
- 区においても避難所でのペットの受け入れルールが曖昧であった

課題解決に向けて

#### 改訂内容

- ① 避難所でのペットの取扱いのルールを定めた「**足立区ペット同行避難ガイドライン**」を策定し、ガイドラインに基づいた対応を推進

## 区の取り組み

## 足立区ペット同行避難ガイドラインの策定

## ペット防災

令和7年度

大規模災害発生時に人とペットの命を守るために  
**「足立区ペット同行避難ガイドライン」**を策定



足立区ペット同行避難ガイドライン

**POINT** 避難所でのペットに関するルールを記載

## ペット避難の考え方

- ① 在宅避難を推奨
- ② 避難所に避難する場合は同行避難

**POINT** 日頃からの飼い主の心構えや備えを記載

## ペット飼い主の責務

- ① ペットの飼育は飼い主が責任を持って行う
- ② 必要な物品は飼い主自身が用意する

## その他ガイドラインで整理した内容

- ペットとの避難方法、避難のフロー
- 避難所で受け入れができる動物の種類
- 避難所運営従事者向けの留意点、受入れレイアウト
- 飼い主向けのペット用備蓄リスト
- 必要なしつけ・ケアのチェックリスト

令和8年度 以降

- ① ガイドラインを用いた訓練実施
- ② 区民へのペット避難の周知啓発

## 4 防災DXの推進

(DX:Digital Transformation)

D<sub>X推進</sub>

### 「デジタル技術」を活用した避難所運営の効率化

- 避難所における停電や通信途絶による外部との連絡手段の喪失
- 避難所運営従事者の負荷軽減

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 第一次避難所への『災害ポータルキャビネット（DPC）』の設置推進
- ② 避難所運営業務などのDX化を検討

## 区の取り組み

## 避難所への機材配備の推進

## DPC

災害ポータルキャビネット  
の導入推進

※ DPCとは Disaster Portal Cabinet の略

区立小・中学校の  
第一次避難所へ順次導入予定

	R7	R8	R9
各年度設置数	10 箇所	50 箇所	42 箇所
到達率	約10% (10/102)	約59% (60/102)	100% (102/102)



### 以下の機器を収容

- ① タブレット
- ② 蓄電池
- ③ 地域BWAルーター
- ④ モバイル音声翻訳機
- ⑤ 投光器・三脚



(① タブレット)



(② 蓄電池)

区の「災害情報システム」を活用した  
避難所運営・情報連絡が可能になる

## 5

## 災害拠点施設の新設

拠点施設

物資輸送の混乱解消のための「**物資拠点の整備**」が必要

- 能登半島地震でも、体育館など普段の用途と異なる場所での荷捌きとなり混乱が生じた  
※ 体育館の床ではフォークリフトが使えないこと、物資がパレットに積まれておらず荷積み・荷下ろしの負担が増したこと等
- 区内3箇所の地域内輸送拠点(物資荷捌き場)は、すべて屋外のため風雨にさらされる  
※ 区の地域内輸送拠点は「都立舍人公園」、「都立東綾瀬公園」、「区立保木間公園」の3箇所

課題解決に向けて

## 改訂内容

- ① 屋内に**物資の荷捌き場と備蓄倉庫**を備えた新たな災害拠点施設を新設する。

## 区の取り組み

## 小学校跡地を活用した災害拠点施設の新設

拠点施設新設  
に向けた取り組み

旧入谷南小学校跡地へ  
備蓄倉庫と地域内輸送拠点を併せ持つ拠点施設を新設する。

令和7年度

## 「旧入谷南小学校跡地活用基本計画」

の策定委託を実施

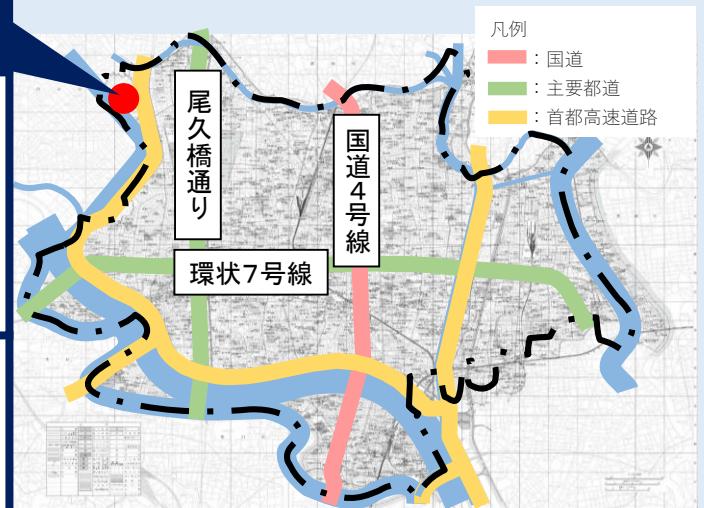
## &lt;施設のポイント&gt;

- ① 「備蓄倉庫」と「地域内輸送拠点」の一体型施設  
※物資の荷捌き場
- ② 区内初の「屋内の物資荷捌き場」
- ③ 「浸水リスクの低い」旧入谷南小学校跡地を活用

## 施設のイメージと場所

2階 備蓄倉庫  
約4,000m<sup>2</sup>

1階 物資の荷捌き場  
会議室・設備室等  
約4,000m<sup>2</sup>

令和8年度  
以降

順次、整備・検討を進めていく

**議事**

# 「地区防災計画」の承認について



資料4－1（抜粋）

# 千住宮元町町会

## 地区防災計画

(案)

令和7年3月

千住宮元町町会

## 2 地区特性

### 資料4－1（抜粋）

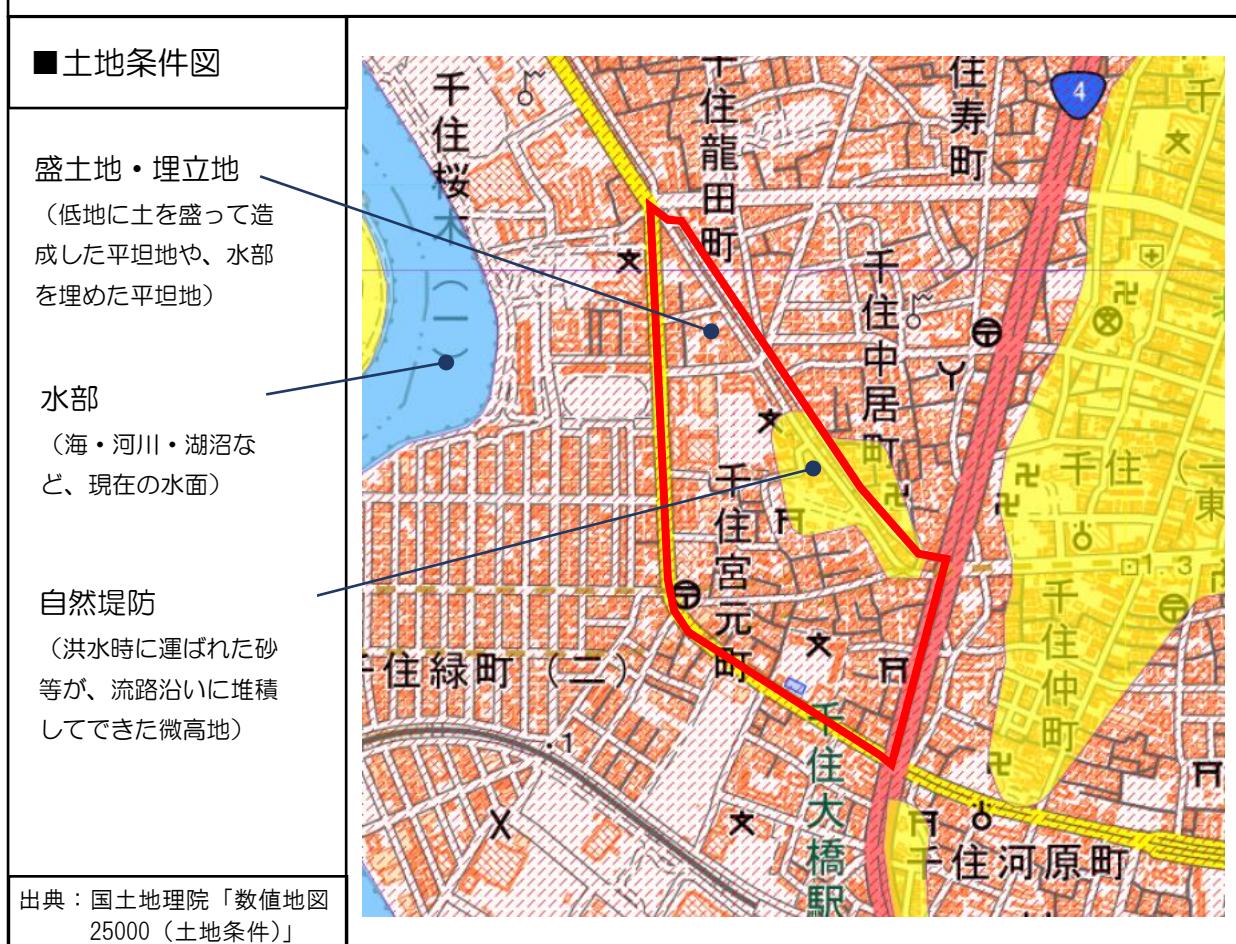
#### （1）地区の成り立ちと現況

##### ① 地形

町会の地区内には、低地に土を盛って造成した平坦地や水部を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっており、まわりよりもわずかに高い自然堤防が形成された地域も見られます。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。



## 資料4－1（抜粋）

### ■建物全壊棟数

10～100棟と想定されています。

<凡例>

全壊棟数（棟）	
■	100 -
■	50 - 100
■	20 - 50
■	10 - 20
■	1 - 10
■	0 - 1
■	0

(250m四方あたりの棟数)



出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

### ■建物焼失棟数

1～100棟と想定されています。

<凡例>

焼失棟数（棟）	
■	100 -
■	50 - 100
■	20 - 50
■	10 - 20
■	1 - 10
■	0 - 1
■	0

(250m四方あたりの棟数)



出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

### ■液状化危険度

全体的に危険度がやや高く、一部では非常に高い表示となっています。

<凡例>

液状化危険度	
■	15 < PL
■	5 < PL ≤ 15
■	0 < PL ≤ 5
■	PL = 0
■	なし



出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

## 資料4－1（抜粋）

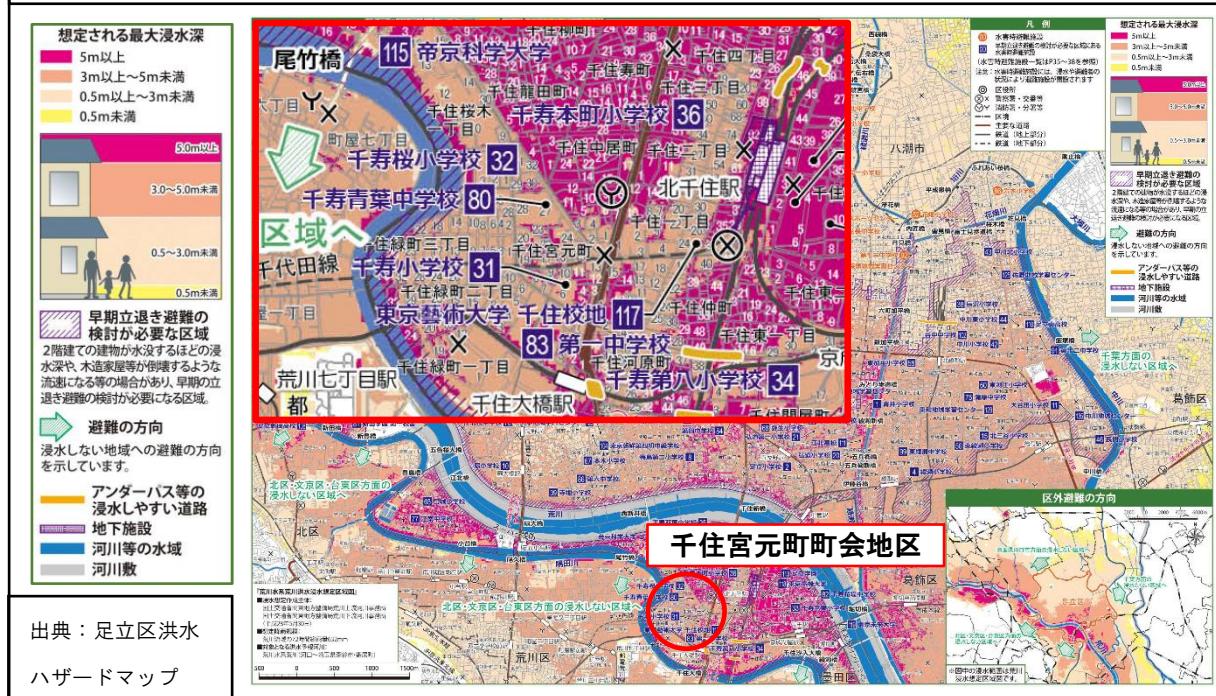
### (3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川があります。

#### ① 荒川が氾濫した場合

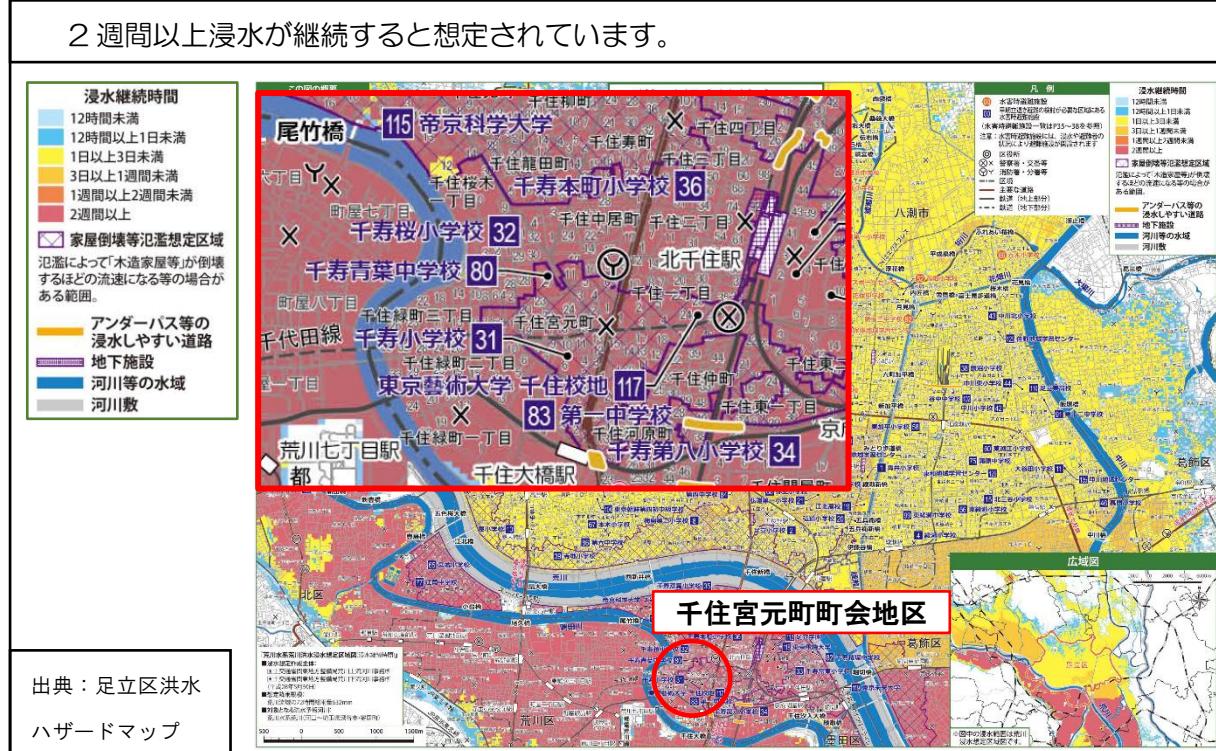
##### ■最大浸水深

全域で3m以上、最大で5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



##### ■浸水継続時間

2週間以上浸水が継続すると想定されています。





# 千住宮元町町会の地域のみなさまへ

千住宮元町町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的として、「千住宮元町町会地区防災計画」を策定しました。この概要版は、地区防災計画の中から、大切な災害時の対応と地区防災マップを抜き出したものです。地震が起きた時や水害の時に、自らがどのように動けばよいのか、ご家族、ご近所で話し合ってみましょう。

資料4-2

## 地震

地震はいつ発生するか予測ができないため、平常時からの準備が特に大切になります。日頃から避難行動や避難後の生活を想定し、備蓄の準備等をすすめましょう。

### ▶ 避難行動

緊急地震速報が流れた場合は揺れが来る前に身を守る

#### 地震発生

まずは身の安全を確保

火の始末をして、避難経路の確保

何が起きているのか状況を確認

火災や避難情報なし

#### ポイント

自宅から離れる際は、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める

#### 非常持出品

- 数日分食料(水、加熱不要食料)
- 衣類(上履き、タオル、着替え等)
- 衛生用品(簡易トイレ等)
- 救急用品(常備薬、傷薬等)
- 情報機器(ラジオ、携帯電話等)
- 感染症対策(マスク、体温計等)

あくまで参考です。数日間避難先で過ごすための非常持出品は、各家庭によって必要な品が異なります。

#### 「一時集合場所」に集まる

千寿小学校  
千住神社  
千寿青葉中学校

・火災の危険あり  
・避難情報発令

大規模火災により  
一時集合場所が危険

#### 「避難場所」へ集団で避難する

千住大橋駅地区一帯

・火災の危険なし  
・避難情報解除

### ▶ 被災後の生活

自宅やその周辺に危険がないことを確認

#### 在宅避難

- ・自宅での生活が可能な場合は自宅で生活する
- ・日頃から災害時に必要な食料や日用品を家庭内で備蓄しておく

## 千住宮元町町会地区防災計画 概要版

—災害が起こった時に自分の身を守るために—

## 水害

水害は、気象情報により避難の準備が可能です。避難所では受け入れが可能な人数は限られていますので、事前に避難施設への避難が本当に必要かどうかをご自身やご家族で判断し、どこに避難するべきか決めておくことが大切です。

### ▶ 避難準備

#### 浸水想定

最大で5m以上の浸水 浸水は2週間以上継続

自宅に浸水しない階がある

いいえ

自宅は丈夫な建物である  
(木造などではない)

いいえ

#### 在宅避難

- ・浸水しない階に移動して避難
- ・避難が長引く場合を考え、備蓄は多めに準備する
- ・ライフラインなしの生活に備え、懐中電灯やトイレを準備する

#### 縁故等避難

- ・浸水の恐れがない家族・親戚・知人の家やホテル(費用は自己負担)等へ避難する
- ・日頃から避難先の人と連絡を取つておく

在宅避難、縁故等避難が難しい場合

#### 「避難所」へ避難する

千寿小学校

ポイント  
以下を持参する  
・2食分の食料  
(加熱不要)  
・水  
・タオル  
・上履き

## 家庭内

## 備蓄

以下はあくまで一例です。ライフラインなしでも1週間程度生活できる物資を備蓄しましょう。

水  
3リットル  
1人1日



備える

懐中電灯  
ガスコンロ  
携帯ラジオ  
etc...

数日分

ローリング  
ストック

買い足す

消費する

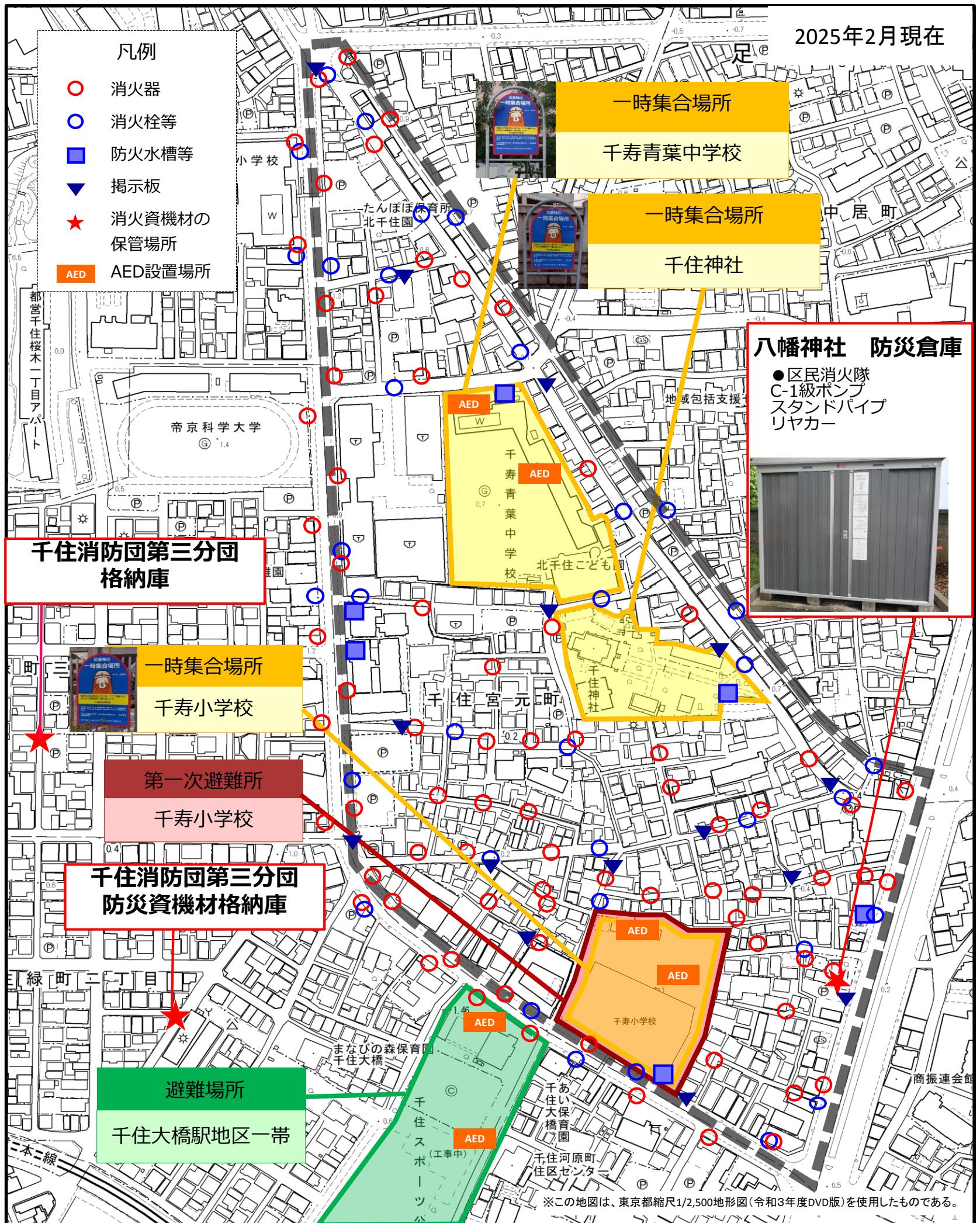
#### 食料

缶詰、レトルト食品  
カップラーメン、菓子 等

主食・主菜・副菜  
バランスよく

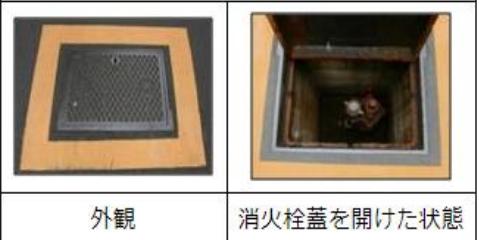
簡易トイレ  
5~7回分  
1人1日

最低3日分は必要!!



## 消火栓

水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。町会内にあるスタンドパイプを結合し、放水できる。



## 防火水槽

防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなつた際にも有効。町会内に配備されているC級ポンプ(写真右)等を使用し、揚水・放水できる。



# 家具転倒防止

※けがをしないために。



連絡先を確認して  
おきましょう



### ◎災害用伝言ダイヤル 171

災害用伝言板 携帯電話各社で確認  
家族の連絡手段を日ごろから話し合って決めておきましょう

### ◎防災無線電話案内

防災無線の放送が聞き取りにくい場合には、防災無線電話案内をご活用ください。

0120-966-944



## 足立区防災アプリ (スマートフォン対応アプリ)

- 防災関係の機能を一つにまとめたアプリ
  - ▶ 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで表示
  - ▶ 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせ
  - ▶ GPS機能により、地図で現在位置・避難所の位置などを表示
  - ▶ 各種ハザードマップや防災マップを搭載

ダウンロードはこちらから

iPhone端末



Android端末



# 令和6年度地区防災計画策定状況マップ

資料4－3

## ◆江南連絡協議会

- 小台町会
- ラ・セーヌ小台自治会
- ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会
- 宮城町会
- 宮城第三団地自治会
- 尾久橋スカイハイツ自治会

## ◆第十地区連絡協議会

- 朝日プラザ梅田自治会

## ◆第11町会・自治会連合会

- 島根町会

## ◆佐野町会・自治会連絡協議会

- 佐野二丁目北町会

## ◆中央町会自治会連合会

- 五反野第3スカイハイツ自治会

- 中央本町四丁目団地自治会

## ◆綾瀬町会自治会連合会

- 綾瀬自治会

## ◆弘道地区町会自治会連絡協議会

- 西綾瀬町会

## ◆千住南部町会・自治会連合会

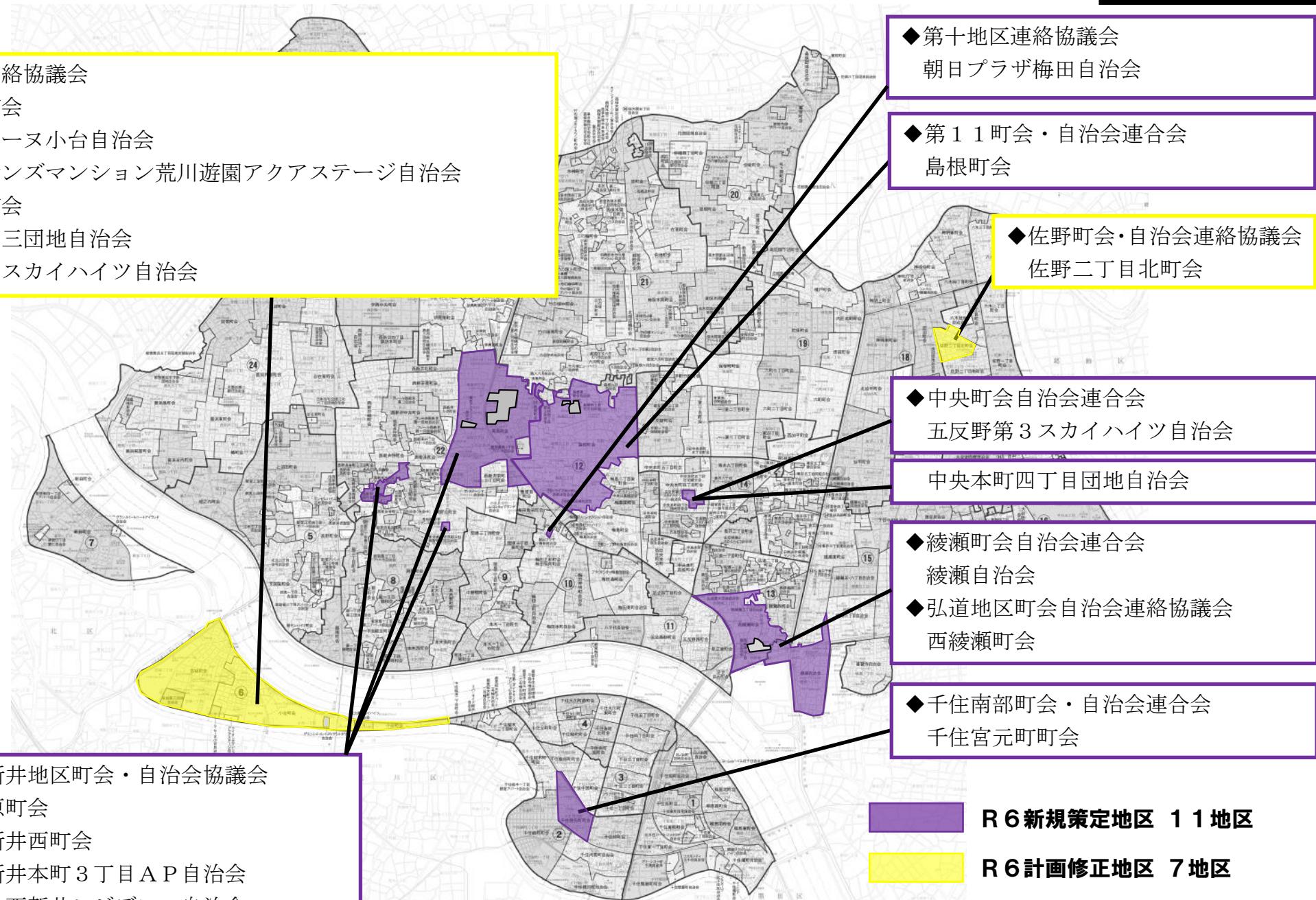
- 千住宮元町会

## ◆西新井地区町会・自治会協議会

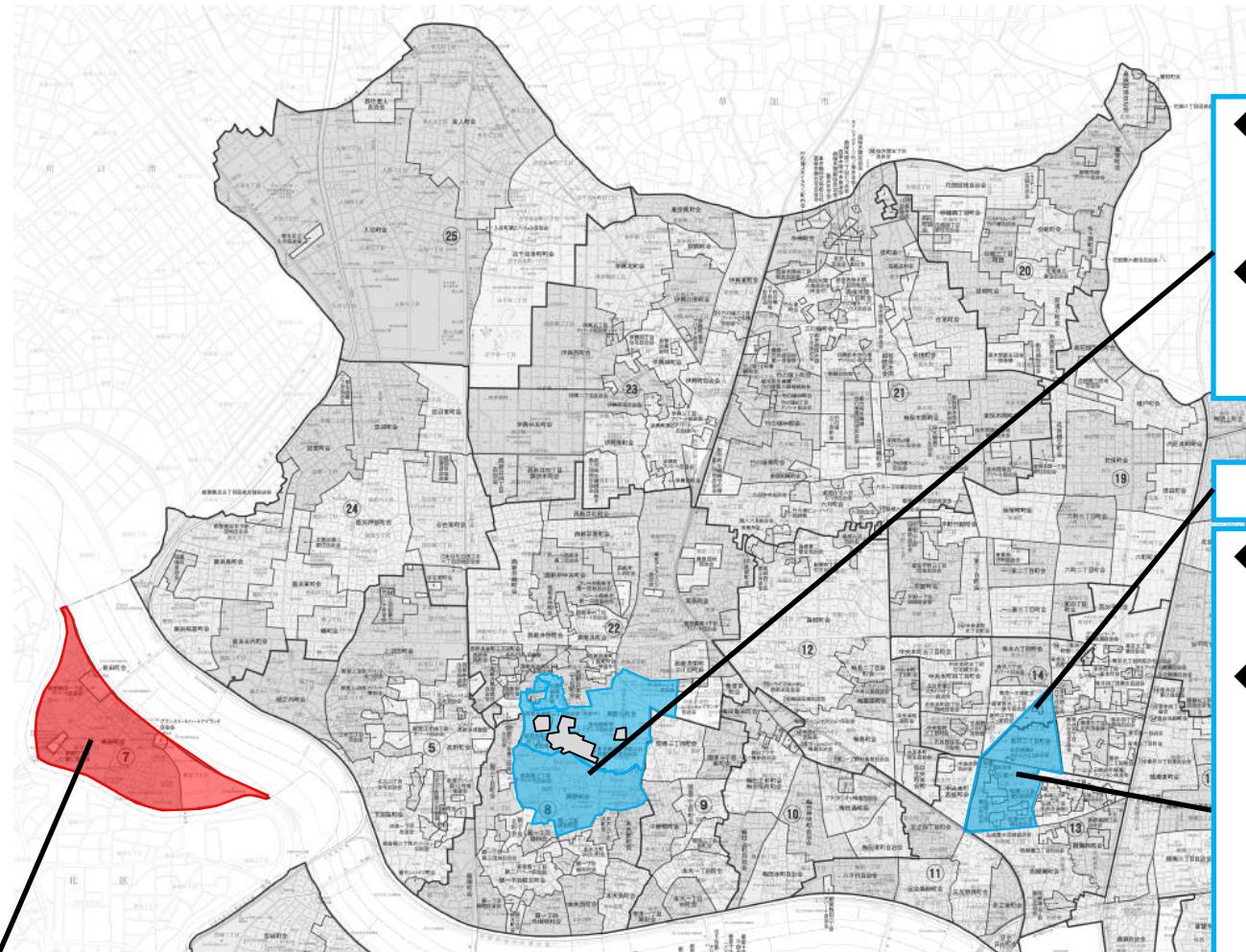
- 栗原町会
- 西新井西町会
- 西新井本町3丁目A P自治会
- 秀和西新井レジデンス自治会

R6新規策定地区 11地区

R6計画修正地区 7地区



# 令和7年度地区防災計画策定状況マップ



◆ 新田地区連絡協議会  
足立区新田町会  
都営新田一丁目アパート自治会  
新田二丁目第二自治会  
グランスイートハートアイランド自治会  
オーベルグランディオハートアイランド自治会

◆ 足立区興本地区町会・自治会連絡会  
興野町会

◆ 西新井地区町会・自治会協議会  
興野北町会  
西新井15部町会

都営青井二丁目住宅自治会

◆ 中央町会自治会連合会  
青井二丁目二ツ家町会

◆ 弘道地区町会自治会連絡協議会  
弘道一丁目町会  
弘道一丁目第二自治会  
弘道一丁目第4自治会  
青井二丁目町会  
弘道第三団地自治会  
弘道一丁目自治会  
五反野第2スカイハイツ自治会  
弘道一丁目第5自治会

R7新規策定地区 5地区

R7計画修正地区 13地区

# 足立区災害対策条例(令和7年改正) について

令和8年1月21日  ADACHI CITY  
**足立区危機管理部**

# 目次

agenda

- 01 足立区災害対策条例とは
- 02 条例改正の**目的**
- 03 条例改正の**ポイント**

## ■ 足立区災害対策条例とは

阪神・淡路大震災（平成7年）での、行政の対応に限界があるという教訓が原点。  
区・区民・事業者の責務を明確化し、災害への予防・対策に関する事項を定めたもの。

## ■ 平成14年(2002年)施行後 初の改正

施行後23年経過し、大規模災害を教訓として大幅な改正を行なう。

**平成14年施行**

平成15年十勝沖地震

平成16年新潟県中越地震

平成19年岩手・宮城内陸地震

平成23年東日本大震災

平成27年関東・東北豪雨

平成30年北海道胆振東部地震

令和元年台風19号

令和3年福島県沖地震

令和6年能登半島地震

**令和7年10月 大幅改正**

区・区民・事業者の責務を具体化し、災害に強いまちの実現へ

01

足立区災害対策条例とは

02

条例改正の目的

03

条例改正のポイント

## ■ 条例改正の目的

- ① 近年の激甚化かつ複合化する災害に即応する
- ② 災害関連死の防止など、過去の災害を教訓とした修正を行う
- ③ 避難所の整備や各家庭や事業者での備蓄など、  
区・区民・事業者の責務をより具体化する

条例改正内容	区民の責務	事業者の責務	区の責務
Point ① <b>「死者ゼロ」を目指してすべきこと</b>	生命及び身体の安全の確保を最優先とし、避難指示等があったときは、その指示に従って行動する。	事業者に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺住民の安全確保に努める。	あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能・知識を習得した職員の育成に努める。
Point ② <b>災害関連死防止への取り組み</b> 条文化は23区初	地震・水害時における被害想定や避難場所等を把握し、災害時に対応できるよう準備に努める。	事業継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画の策定に努める。	関係機関と連携し、備蓄物資や温かい食事の提供、トイレや風呂等の衛生施設の確保及び管理に努める。
Point ③ <b>在宅避難を可能にする備蓄の増強</b>	家庭の備蓄量を「3日分以上」と規定し、備蓄品目に「携帯トイレ」「医薬品」を追加。	従業員の3日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の備蓄に努める。	毎月19日を「あだち備蓄の日」と規定。備蓄について考えてもらうきっかけとなる広報を行う。